

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和6年度権現脇遺跡埋蔵文化財発掘調査業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 大場 慎治 長崎市宿町316-1
契約締結日	令和6年5月14日
契約の相手方の 氏名及び住所	南島原市長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥8,000,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 令和6年度権現脇遺跡埋蔵文化財発掘調査業務
2. 履行場所 : 長崎県南島原市深江町戊大野木場地先
3. 随意契約の相手方 : 名称 南島原市
住所 長崎県南島原市西有家町里坊96-2
電話 0957-73-6600
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

権現脇遺跡は、縄文時代晩期～弥生時代初期の遺跡であることが出土品により推定されており、こうした時代区分にかかわる研究に対して貴重な遺跡となっている。

また、南島原市では、同時代区分の遺跡が数多く存在し、その分布を把握する上でも貴重な遺跡である。

本業務は公共工事における工作等により埋蔵文化財が半永久的に工作物の下となるため、事前に発掘調査を行い、埋蔵文化財を保護するものである。

2) 業務の内容

本業務は、埋蔵文化財の保護を目的とした発掘調査（本調査）、及び出土品の整理・とりまとめ作業を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

南島原市は、当該事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知しており、平成14年度より当該事業箇所である権現脇遺跡の文化財調査を行っている。

今回本調査を行う箇所については、令和5年度の範囲確認調査の結果、本調査を行う必要があるとの報告がなされたものであり、権現脇遺跡埋蔵文化財発掘調査に関する協定書に基づき南島原市が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、南島原市と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 砂防課長

